

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 7 月30日
【会社名】	清水建設株式会社
【英訳名】	SHIMIZU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 新村 達也
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目16番 1 号
【電話番号】	03 - 3561 - 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 小山 哲史
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目16番 1 号
【電話番号】	03 - 3561 - 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 小山 哲史
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2024年 8 月22日
【発行登録書の効力発生日】	2024年 8 月30日
【発行登録書の有効期限】	2026年 8 月29日
【発行登録番号】	6 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額100,000百万円
【発行可能額】	40,000百万円 (40,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段() 書きは発行価額の総額の合計額) に基づき 算出した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2026年 7 月30日(提出日)である。
【提出理由】	臨時報告書(金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の 開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づく) 及び臨時報告書(金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容 等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第19号の規定に基づく) を2026年 7 月30日に関東財務局へ提出した。これらの臨時報告書 の提出により、当該書類を2024年 8 月22日付で提出した発行登録 書の参照書類とする。
【縦覧に供する場所】	清水建設株式会社 横浜支店 (横浜市中区吉田町65番地) 清水建設株式会社 千葉支店 (千葉市中央区富士見二丁目11番 1 号) 清水建設株式会社 関東支店 (さいたま市中央区新都心 7 番地 2) 清水建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区丸の内一丁目16番15号) 清水建設株式会社 関西支店 (大阪市中央区本町三丁目 5 番 7 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりである。